

**PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業
プロポーザル募集要項**

1 趣旨

愛媛県（以下「県」という。）では、とべもり+（プラス）エリア※におけるゼロカーボン実現を目指し、多様な再生可能エネルギーの導入を進め、同エリアを脱炭素の先進的かつ象徴的な事例として広くPRすることにより、脱炭素化と魅力向上の同時実現を図ることとしている。

本事業は、とべもり+（プラス）エリアのうち、隣接するとべ動物園、総合運動公園及びこどもの城の3施設（以下「対象施設」という。）にPPA方式を活用した太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギー由来の電力を使用することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的としており、事業の実施事業者を公募するにあたり、必要な事項を定める。

※「とべもり+（プラス）」エリア

愛媛県松山市郊外に隣接する県有施設の「愛媛県立とべ動物園」、「愛媛県総合運動公園」及び「えひめこどもの城」に「えひめ森林公園」を加えた4施設全体を指すエリア。

2 募集概要

(1) 事業名

PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業

(2) 募集内容

県有施設に太陽光発電設備等を整備するとともに当該設備で発電した電気を当該施設へ供給する事業者を募集する。

(3) 事業概要

事業者は、(4)の対象施設において、太陽光発電設備及び付帯設備の整備、維持管理及びPPAによる当該施設への電力供給を行う。なお、事業者は、(7)の補助金の交付を受けて整備費用に充てることができる。

詳細は、別添「PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 対象施設

No.	名称	所在地
1	愛媛県立とべ動物園	伊予郡砥部町上原町 240
2	愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙 46
3	えひめこどもの城	松山市西野町乙 108-1

※各施設における設置候補場所については別添仕様書（別紙1及び別紙2）のとおり。

(5) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(6) 契約単価

対象施設共通の電気料金単価を提案すること。また、別添企画提案書作成要領のとおり、

県が提示する基準単価（円/kWh）よりも廉価となるよう努めること。なお、(7)の補助金の交付を受ける場合、電気料金単価は補助金相当額分を控除して算定すること。

(7) 補助金の交付

ア 県が別途定める交付要綱に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用の2分の1以内（税抜）を補助することとしており、その上限額は次のとおり。

【補助上限額（全対象施設の合計）37,022,000円】

イ 本補助金の対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））の対象となるものに限る。

（該当可否については個別具体的に下記「14 問合せ・書類提出先」に問い合わせること。）

3 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案公募参加申請時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できる者であること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (4) 日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- (5) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 以下に該当する者が役員（取締役）の法人でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

- イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (10) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (11) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間（令和元～令和5年度）において実績を有すること。なお、類似の履行実績とは、民間も含めたPPA方式による太陽光発電設備設置事業の採用実績（事業完遂ではなく、太陽光発電設備の設置が完了し、発電した電気が供用開始に至ったもの）を指す。
- (12) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 なお、資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- ※複数の法人によって構成された共同事業者が参加する場合、全ての構成員が（1）～（10）までの資格要件を満たし、代表法人もしくは構成員のいずれかに（11）の資格要件を満たしている者が含まれていること。また、共同事業者総体（協力事業者含む）で（12）の資格要件を満たしている必要がある。

4 スケジュール

本企画提案公募実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

募集開始（募集要項等の公表）	令和6年6月28日（金）
質問受付期間	令和6年6月28日（金）～7月24日（水）
参加申込等の提出期間	令和6年6月28日（金）～7月12日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年7月16日（火）（予定）
対象施設の見学	令和6年7月18日（木）～7月23日（火）（予定）
企画提案書等の提出期間	令和6年6月28日（金）～8月2日（金）
プレゼンテーション審査	令和6年8月7日（水）（予定）
事業予定者決定通知	令和6年8月9日（金）（予定）

5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年6月28日（金）～7月12日（金）午後5時

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記「14 問合せ・書類提出先」で配布する。なお、直接受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時（正午

から午後1時を除く。)とする。

6 質問の受付と回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年6月28日(金)～7月24日(水)午後5時(必着)

(2) 受付方法

電子メールで受け付けることとし、下記の「14 問合せ・書類提出先」に質問書(様式7)を送付すること。なお、件名は「“PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業”に関する質問」とすること。(電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。)

メール送付後、担当窓口(環境・ゼロカーボン推進課 089-912-2346)に受領確認の電話を必ず行うこと。

企画提案公募参加申請書の提出期限(7月12日(金)午後5時)以降は、参加申請を行った者以外からの質問は受け付けない。

(3) 回答方法

軽微なものを除き、県ホームページ上に質問に対する回答を掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

7 参加申請書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案公募参加申請書(様式1)

イ 共同企業体参加資格者誓約書(様式2)

ウ 会社概要(様式3)

エ 納税証明書(県税)

オ 履歴事項全部証明書又はその写し

カ 誓約書(様式4)

キ 貸借対照表及び損益計算書

ク 類似事業履行実績(様式5)

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

ケ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し(本事業を実施する体制に含まれる協力事業者で構わない)

コ 対象施設見学日程調整票(様式6)

※上記イの様式については、共同企業体として参加する場合のみ提出すること。ただし、共同企業体協定書については契約締結時に提出して差支えない。

- ※上記エ、オの証明書については、発行日が申請日から3か月以内のものとする。
- ※共同企業体の場合、上記ウからキまでの書類はすべての構成員について提出すること。
- ※上記コの様式については、対象施設の見学を希望する場合のみ提出すること。

(2) 提出期間

令和6年6月28日（金）～7月12日（金）午後5時（必着）

なお、持参する場合、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、上記（2）の提出期限必着で下記の「14 問合せ・書類提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 参加資格審査結果通知

県は、参加資格の審査を行い、参加申請者に対して、参加資格の有無を通知する。

参加資格を有すると認められた者に対し、企画提案書の提出を要請するとともに、下記参考資料を交付する。なお、県が保有する資料について下記参考資料以外に必要な資料がある場合は、県に要求することとし、県の判断において必要と認める場合は閲覧又は交付する。

【参考資料】

設置候補場所の施設図面、構造計算書、単線結線図、令和5年度の電力需要量データ（30分間値）

※ただし、提供する資料の有無は、各設置候補場所で異なる。

(5) その他

参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、持参又は電子メールにより辞退届（様式8）を提出すること。なお、メール提出の場合は、送付後、担当窓口（環境・ゼロカーボン推進課 089-912-2346）に受領確認の電話を必ず行うこと。

8 対象施設の見学

(1) 実施概要

上記7（1）で対象施設見学日程調整票（様式6）を提出した参加申請者のうち、参加資格を有すると認められた者は、対象施設の見学を行うことができる。県は、施設見学希望者ごとに見学日程を調整し、参加資格審査結果通知と合わせて見学日程等を通知する。

施設見学に当たっては、県環境・ゼロカーボン推進課及び施設管理者の指示に従うこと。なお、施設見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

(2) 見学期間

令和6年7月18日（木）～7月23日（火）（予定）※土日を除く。

(3) 見学人数

参加希望者ごとに5名までとする。

9 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類及び提出部数

別添仕様書及び企画提案書作成要領を踏まえ、以下の企画提案書を作成し、提出すること。

ア 企画提案書送付文（様式9）・・・・・・・・・・1部

- イ 事業の実施内容（様式9-1）・・・7部
- ウ 事業実施体制（様式9-2）・・・7部
- エ 事業実施スケジュール（様式任意）・・・7部
- ※イ～エについては電子データ（PDF形式）も提出すること

(2) 提出期間

令和6年6月28日（金）～8月2日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「14問合せ・書類提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

また、合わせて、(1)イ～エについては、電子データ（PDF形式）を電子メールにより提出すること。（送付先は「14問合せ・書類提出先」のとおり）

(4) 書面審査

プロポーザル参加希望者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーション審査への参加事業者数を絞り込む場合がある。

10 企画提案の審査

(1) 県が設置する審査会において、別表審査基準に基づき、企画提案書等の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各審査員の評価点の合計点数が基準点（満点の6割）以上になった場合には最優秀提案者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施内容等

ア 日時

令和6年8月7日（水）（予定）

イ 場所

NTT愛媛ビル2棟4階 経済労働部会議室（松山市一番町四丁目2番）（予定）

ウ 発表時間

- ・プレゼンテーションは、1者あたり、説明20分、質疑10分の計30分とする。なお、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ・各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

エ 注意事項

- ・審査会の出席者は3名までとする。
- ・審査会は非公開で行う。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査を行わない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

ただし、各提案者の順位や採点結果は公表せず、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

11 契約の締結

選定した最優秀提案者と詳細を協議し、最優秀提案者自らが仕様書に基づいて現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、構造安全性等を確認した詳細設計等の書類について県の確認を受けたのち、太陽光発電設備を設置できると県が確認できた施設について、電気料金の提案価格を上限として、施設ごとに電気供給契約を締結する。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。

なお、協議が不調に終わった場合には、審査会が次点と評価した提案者と契約交渉する場合がある。その場合、協議が不調に終わった提案者が契約締結までに要した費用については、県は一切負担しない。

12 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は県に帰属する。

イ 提案者は、県に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本企画提案公募の実施に伴い提出された書類について、愛媛県情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため県（施設の管理を指定管理者が行っている場合は、指定管理者も含む。）と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13 失格要件

企画提案公募参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは審査をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で審査員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。

オ その他、審査会が不適切と判断したとき。

14 問合せ・書類提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 環境企画グループ

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(持参の場合 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTT愛媛ビル2棟4階)

TEL：089-912-2346 FAX：089-912-2344

Eメール：kankyou@pref.ehime.lg.jp

審査基準

【審査方法】

- (1) 審査員は第1表の各項目について審査を行い、採点して、合計を算出する。
- (2) 審査員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各審査員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず各審査員の評価点の合計が基準点（満点の6割）未満となった提案は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案単価の安価な提案者を高順位とする。
なお、順位点及び提案単価が同じである者が複数いる場合は、審査員の多数決により決定する。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各審査員の評価点の合計が基準点以上の評価を得た場合は当該提案者を最優秀提案者とし、基準点未満の場合には再度公募を実施するものとする。

【評価基準（5段階）】※5点満点以外の項目は、下記をベースに各係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案

第1表（評価点）

審査項目		評価の視点	配点	総合
1 事業の実施内容				
(1)	導入設備の内容	設備容量は適当な規模となっているか	10	50
(2)	設備設置仕様	設備の設置方法は実現性があるか。また、安全性が高く、施設の構造安全性への影響が小さいものになっているか。	10	
(3)	電気料金単価	電気料金単価は、基準単価に比べて廉価になっているか。また、各対象施設における電気料金がどの程度削減されるか。	15	
(4)	周辺環境及び景観等への配慮	周辺環境（反射光等）や景観等に配慮した提案となっているか。	5	
(5)	その他独自提案	設置場所の状況を勘案した仕様検討や工期短縮に向けた工夫等があるか。また、事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫等があるか。	10	
2 事業実施体制 (工事)				
(1)	工事遂行能力	円滑かつ確実に進められる工事計画、実施体制となっているか。	10	40

別表

(維持管理)				
(2)	業務遂行能力	無理のない維持管理・メンテナンス計画、実施体制になっているか。	10	
(3)	故障、緊急時の対応体制	故障、緊急時の体制及び対応内容が明確に示され、不具合発生時に迅速な対応が取れる提案となっているか（県内事業者の活用など）。	10	
(4)	事業実施中のリスク対応	事業実施中に想定されるリスクに対応できる提案となっているか。	5	
(5)	長期契約における事業継続性	資金調達計画、財務状況等に問題なく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。	5	
3 スケジュール		早期の電気供給開始を目指すものとなっているか。設計、施工、維持管理の各期間は適正か。	10	10
合 計				100

第2表（順位点）

各審査員の 点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	4位の提案	・・・
順位点	1	2	3	4	・・・

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業 企画提案書作成要領

愛媛県が実施する「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業」（以下「本事業」という。）に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、この作成要領のほか、本事業の募集要項及び仕様書に基づき、企画提案書を作成するものとする。

1 企画提案時の提出書類

(1) 企画提案書送付文（様式 9）

(2) 企画提案書（提案する対象施設別に作成すること）

ア 事業の実施内容（様式 9-1）

※設備（付帯設備含む。）の設置予定図、設備の平常時・非常時のシステム構成図を添付すること。

イ 事業実施体制（様式 9-2）

ウ 事業実施スケジュール（様式任意）

※事業全体の長期スケジュール及び発電開始までの短期スケジュールを作成すること。

2 企画提案書の内容

仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式 9-1）

ア 実施方針

・提案の基本方針・概要を簡潔に記載すること。

イ 設備設置仕様

・設備の設置場所ごとに想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を記載すること。

・対象施設における設備の設置場所を示した図面を別紙により添付すること。

・太陽光発電設備の設置方法（架台等）、設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、地震等）に耐えうる構造であることを分かりやすく説明すること。

・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m² もしくは kg/m²）を記載すること。

・設備の平常時・非常時のシステム構成図等を別紙により添付すること。

・県が別途定める交付要綱に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用の 2 分の 1 以内（税抜）を補助する予定であり、設備の設置に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・対象施設において想定される年間発電量 (kWh/年)、自家消費電力量 (kWh/年) 及び自家消費率 (%) を算出すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、対象施設における自家消費電力量 (kWh/年) から1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は 0.446kg-CO₂/kWh (四国電力(株))の令和4年度排出係数) を使用すること。

エ 電気料金単価

- ・対象施設共通の電力供給契約単価 (円/kWh) を設定すること。(単価は小数点第2位までとすること)
- ・単価は、補助金相当額分を控除したうえで算出すること。なお、補助金相当額分を控除しない場合の単価も参考として示すこと。
- ・単価は事業期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む単価で提案すること。
- ・県が提示する基準単価 (別表) よりも廉価となるよう努めること。
- ・電気料金の概算について、運転期間中における県の負担として算出すること (現行の総額料金との比較、運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。)

オ 周辺環境及び景観等への配慮

- ・周辺施設への反射光等の影響について、施設ごとに検討し、その結果及び対策等を記載すること。

カ その他独自提案

- ・通常の仕様や施工方法では荷重面や工期面で設置が難しい場合などに、薄型の太陽光パネル (商用化されたものに限る) や特殊な施工方法の採用など、設置場所の状況を勘案した仕様検討や工期短縮に向けた独自の工夫があれば記載すること。
- ・事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、環境教育に係る取組、その他県全体の温室効果ガス削減に有効な独自提案があれば記載すること。

(2) 事業実施体制 (様式9-2)

ア 事業実施体制図

- ・設計、施工、維持管理、その他事業全体の体制図について、代表事業者名、構成関連事業者[※]名を示したうえで、それぞれの事業者との関係、役割分担など、責任の所在がわかるように記載すること。(※協力事業者を含む。)

イ 工事 (設計・施工) における実施体制及び計画

- ・工事 (設計・施工) の計画を記載すること
- ・本事業に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務に係る経験を記載すること。なお、資格については証明する書類 (資格証等) の写しを添付すること。
- ・予定している構成関連事業者の分担業務の内容を記載すること。
- ・①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の実施体制及び計画

- ・点検の内容、定期点検の実施回数、設備交換計画、遠隔監視の有無を記載すること。
- ・本事業に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務に係る経験を記載すること。なお、資格については証明する書類 (資格証等) の写しを添付すること (上記 (2) イと重複しているものは除く。)

- ・ 予定している構成関連事業者の分担業務の内容を記載すること。
 - ・ ①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。
- エ 故障、緊急時の対応内容及び実施体制
- ・ 故障、緊急時の対応内容及び実施体制について記載すること。
 - ・ ①で記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。
- オ 事業実施中のリスクに対する対策
- ・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
 - ・ 倒産等で事業継続不可能となった場合の措置（設備の撤去方法、事業承継など）を記載すること。
- カ 事業実施に関する保証
- ・ 事業期間中に設定するすべての保証内容について記載すること。
- キ その他事業実施における環境配慮、安全対策
- ・ 工事中、維持管理、撤去における周辺への環境配慮及び安全対策について記載すること。
- ク 工事、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ケ 代表法人の経営状況（5年間）
- ・ 貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
- (3) 事業実施スケジュール（様式任意）
- ア 事業全体の長期スケジュール
- ・ 事業者決定後から事業期間満了までのスケジュールを記載すること。
- イ 発電開始までの短期スケジュール
- ・ 事業者決定後から電気供給開始までのスケジュールを記載すること。
- 3 企画提案書作成にあたっての留意事項
- ア A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- イ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ウ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- エ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- オ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- カ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

別表 基準単価

No.	対象施設	基準単価 (円/kWh)
1	愛媛県立とべ動物園	27.76
2	愛媛県総合運動公園	
3	えひめこどもの城	

※消費税及び地方消費税を含む価格